

岩手県告示第 592 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 20 年 8 月 12 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 盛岡滝沢線
- 2 供用開始の区間 岩手郡滝沢村鶴飼字諸葛川 16 番 3 地先から 1 番 2 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 20 年 8 月 12 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡地方振興局土木部
 - (2) 期間 平成 20 年 8 月 12 日から同年 9 月 12 日まで